

表 6－7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
 (時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
 (そ の 他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6－8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。